

長野市立博物館における、特別な展示期間中の入館料について

1 博物館をとりまく状況

近年、エネルギーをはじめ物価が上昇する中で、博物館の運営にかかわる費用のうち大きく影響を受けるのが、資料の運搬にかかわる費用である。

特別展・企画展の開催には、他の博物館等から借用した資料を美術品専用車両で運搬し、有資格者が従事する専門性の高い業務が不可欠であり、多額の費用が必要となる。しかしながら特別展・企画展は調査・研究の成果発表の場であり、見応えのある資料を見ていただく良い機会であることから、特別な展示を行う期間に限り入館料を増額し、市民及び来館者のニーズに応えられる展示を行っていくこととした。

2 長野市立博物館の入館料についての規定

入館料は長野市立博物館条例により規定されており、同条例第4条第2項を適用すると、特別な展示を行っている期間中に限り入館料を増額することができる、とされている。

長野市立博物館条例 (抜粋)

第4条 博物館に入館しようとする者は、入館の際に別表第1に定める入館料（以下「入館料」という。）を納付しなければならない。

2 特別な展示の場合は、前項の規定にかかわらず、その期間に限り、入館料を増額することができる。

3 特別な展示を行っている期間の入館料について

下表の上段は、平成4年度の改正以降、長野市立博物館条例に規定される入館料である。令和6年度から、長野市立博物館における特別展・企画展の開催期間中に限り、下段のとおり入館料を増額することとした。

なお、高校生以下については増額せず、入館料は据え置くものとする。

区分		一般	高校生	小・中学生	
長野市立博物館	通常期間中	個人	300円	150円	100円
		団体1人につき	240円	120円	80円
	特別な展示期間中	個人	500円	150円	100円
		団体1人につき	400円	120円	80円

4 実施時期

令和6年度 春の企画展開催の日（令和6年4月27日）から